

平成18年規程第28号

独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構の病院（以下「病院」という。）が国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 奨学金の貸与及びそれに係る債権管理等は奨学金制度を活用する病院が行うものとする。

(貸与対象)

第3条 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であつて、卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、奨学金の貸与を行う病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学生申請書（様式第1号）に院長が別に定める書類を添付し申請するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が別に定めるものとする。

2 奨学金の貸与額は院長が別に定める額とする。

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度（最長4年間）までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金の貸与方法は、院長が別に定めるものとする。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。

三 看護学生にあつては新たな学年に進級できないとき、助産学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 災害を被る等やむを得ない事情により前項第3号の要件に該当すると認められるときは、院長は、当該学生について前項の規定を適用しないことができる。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、常勤職員として引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格が取消されたとき。

- 二 職員採用試験に不合格となったとき。
- 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。）第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(貸与要領の作成)

第14条 院長は、この規程に基づき奨学金の貸与を行う場合には、次の各号に掲げる事項に関する奨学金貸与要領を作成しなければならない。

- 一 奨学金の貸与対象に関する事項
- 二 奨学金の貸与申請に関する事項
- 三 奨学生の決定に関する事項
- 四 奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間に関する事項
- 五 奨学金の貸与方法及び利息に関する事項
- 六 保証人に関する事項
- 七 奨学生の資格の取消しに関する事項
- 八 奨学生の辞退に関する事項
- 九 奨学金の返還の債務の免除に関する事項
- 十 奨学金の返還に関する事項
- 十一 延滞金に関する事項

(奨学金台帳の作成)

第15条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(本部への報告)

第16条 院長は毎年度、奨学金貸与に係る債権の管理状況について国立病院機構本部に対し報告をしなければならない。

(その他)

第17条 奨学金の貸与にかかる会計経理については、この規程に定めるもののほか、会計規程その他国立病院機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年10月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第22号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。